

第十六号議案

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号)により江戸川区が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項の規定に基づき、江戸川区における認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下「認定こども園」という。)の認定に係る要件を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(認定こども園の類型)

第三条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

一 幼稚園型認定こども園 次に掲げるいずれかに該当する施設であるものという。

イ 単独型 幼稚園教育要領(平成二十九年文部科学省告示第六十二号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

- ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物並びにその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 並列型 当該認定こども園を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設
- (2) 年齢区分型 当該認定こども園を構成する保育機能施設に入所している子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設
- 二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（江戸川区における児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- 三 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、

満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であつて、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

（学級の編製の基準）

第四条 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するものに共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員の配置の基準）

第五条 認定子ども園には、認定子ども園の長を置くほか、子どもの教育及び保育に従事する者（以下「保育従事職員」という。）並びに調理員を置かなければならない。ただし、第八条第五項の規定により、調理業務の全部を委託する認定子ども園にあつては、調理員を置かないことができる。

2 認定子ども園は、前条第一項の規定により編制された学級ごとに少なくとも

一人の職員（以下「学級担任」という。）に学級を担当させなければならない。

3 認定子ども園の職員の配置は、認定子ども園を構成する各施設の職員の配置の基準に加え、規則で定める基準を満たさなければならない。

（保育従事職員の資格）

第六条 保育従事職員の資格は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 満三歳未満の子どもに対する保育従事職員 児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者（以下「登録を受けた者」という。）  
ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

二 満三歳以上の子どもに対する保育従事職員 幼稚園に係る教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有し、かつ、登録を受けた者。ただし、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者を置くことが困難である場合は、いずれかの資格を有する者とすることができる。

三 前号の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならぬ。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

四 第二号の規定にかかわらず、共通利用時間外における保育従事職員は、登録を受けた者でなければならぬ。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（施設整備）

第七条 認定子ども園の建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次の各号に定める要件を満たす場合は、この限りでない。

一 子どもに対する教育及び保育の適切かつ一体的な提供が可能であること。

二 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園を構成する幼稚園のうち、単独型にあつては幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第八条から第十二条までに規定する基準（以下「設置基準」という。）を満たし、かつ、幼稚園設置基準第十一条第五号に規定する給食施設を有するものとし、並列型及び年齢区分型にあつては設置基準を満たすものとする。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 認定こども園を構成する保育所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条及び江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年 月江戸川区条例第 号）第四条に規定する基準を満たすものとする。

4 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（第一号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入所させる場合に限り。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

一 乳児室又はほふく室

二 保育室

三 遊戯室

四 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）

五 医務室

六 調理室

七 便所

5 前項の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上に設けることができる。

6 第四項の設備は、保育に適切なものとして規則で定める要件を満たさなければならぬ。

（食事）

第八条 認定こども園において、保育を必要とする子どもに食事を提供するときには、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 認定こども園において、子どもに食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす認定こども園は、当

該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事を当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

6 前項に規定する方法により食事を提供する場合には、調理室を備えないことができない。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（教育及び保育の内容）

第九条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）に基づかなければならない。

2 前項の認定こども園における教育及び保育の内容は、子どもの一日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

（保育従事職員の資質向上等）

第十条 認定こども園は、規則で定めるところにより、保育従事職員の資質向上等を図らなければならない。

（子育て支援事業の内容）

第十一条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践

する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

（認定こども園の長）

第十二条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち、並列型及び年齢区分型にあつては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くほか、これらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。  
（教育及び保育を行う時間等）

第十三条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園における開園日及び開園時間は、規則で定める基準によるもの

とする。

(情報開示)

第十四条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるように、情報開示に努めなければならない。

(平等取扱原則)

第十五条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子どもなど、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、地方公共団体との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(一般的基準)

第十六条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができよう、保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えなければならない。

(運営状況の評価等)

第十七条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立つた評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

( 掲 示 )

第十八条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

( 委 任 )

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

( 説 明 )

江戸川区児童相談所の設置に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定に基づき、江戸川区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を条例で定める必要があるもので、本案を提出いたします。